

公益財団法人佐野美術館 掲載・放映等に関する規約

1. 許可を受けた目的以外で画像を使用してはならない。
2. 画像使用にあたり、許可書に記した資料名・クレジットを明記する。
3. 資料写真の使用、美術品等の撮影と使用にあたっては、既定の料金を納めなければならない。ただし学術研究等、目的により別途考慮する。
4. 資料の撮影許可を受けた場合、撮影物の著作権は、佐野美術館に譲渡し、著作者人格権を行使してはならない。
5. 画像の改変(色変更、変形、反転、作品のトリミング等)を行ってはならず、その必要があれば佐野美術館へ相談すること。
6. 成果物(刊行物・放送の記録DVD等、使用の実態がわかるもの)を2部提出すること。
7. 資料写真が、フィルム等の場合は貸出日から1か月以内に返却し、デジタルデータの場合は申請目的での使用後ただちに消去・破棄すること。資料写真の保管に起因する損害が生じた場合は、申請者が賠償すること。
8. 刊行物の再版、番組の再放送、デジタル配信の延長等、目的が同じであっても許可を受けた期間外で画像の使用を希望する際は、再手続きが必要である。

写真掲載・放映 許可願

申請日 年 月 日

公益財団法人 佐野美術館  
館長 坪井 則子 様

申請者 法人名  
代表者 (印)  
所在地

貴館所管の資料を掲載・放映いたしたく、以下の通り申請いたします。画像の使用にあたっては、掲載・放映等に関する規約を遵守します。

刊行物・番組等の名称				
著作・制作				
発行元・放送元・配信元(法人および氏名)				
発行・放送・配信の年月日、期間(再放予定等も)				
刊行物の発行部数・版型・価格				
放送・配信の種類・地域・価格				
備考				
資料名 ※数が多い場合別紙を添付してください	写真貸出/撮影	使用の種類	カラー/モノクロ	カット数

※使用の種類欄には [ 刊行 放送 配信 公演 パッケージメディア (DVDなど) 再申請 (前回申請時の許可書No.) ] をご記入ください

担当者/許可書・資料写真・請求書送付先  
住所  
所属  
氏名  
連絡先(電話番号/Email)

※請求書の宛名が申請者と違う場合、以下にご記入ください  
請求先法人名・担当者・住所

※申請者はこの枠内に記入しないでください

受理日 年 月 日

許可 (No. ) ・ 不許可

館長	常務理事	学芸グループ長	担当

## 写真掲載・放映 料金

表示金額には消費税が含まれておりません。ご請求の際には、別途消費税（10%）を加算させていただきます。  
海外から送金される場合は、手数料として5,000円（消費税別）が掛かります。

### 基本料金

資料 1点	1カット	20,000 円
-------	------	----------

- ※ 1年間の再販、再放送、配信が可能です。二次使用はできません。
- ※ 刊行物の電子書籍化、放映画像のDVD化など、多目的展開する場合は、別途料金が掛かります。申請時に別項目として記入してください。
- ※ 資料写真の全図に加え、サムネイル等で使用したい場合は、申請時に通知してください。2か所まで許可します。拡大部分図等、画像の改変を希望する場合は、当館にご相談ください。

### 撮影料金

新たに当館の所管する美術品等を撮影される場合には、基本料金に加え撮影料金が必要です。

取材撮影料 1点	4時間まで	50,000 円
----------	-------	----------

- ※ 美術品撮影の場合、館外での撮影は許可できません。
- ※ 撮影場所の施設使用料を別途頂戴いたします。
- ※ 撮影にあたり、職員の指示に従わない場合は中止していただきます。
- ※ 撮影時に事故が発生した場合、申請者に賠償していただきます。
- ※ 日程調整が必要なため、撮影を希望する日の2か月以上前にご連絡ください。

資料写真の撮影手数料 1点	50,000 円
---------------	----------

- ※ 希望の資料写真が当館でご用意できない場合は、新たに撮影して貸し出すことが可能です。
- ※ 撮影の日程調整が必要なため、資料写真を必要とする日の2か月以上前にご連絡ください。

問い合わせ先

公益財団法人 佐野美術館 広報グループ

〒411-0838 静岡県三島市中田町1-43 TEL/055-975-7278

時間/10:00-17:00 休館日/木曜日、展示替期間、年末年始